

(提案要領)

2021事業年度会計監査人候補者選定に係る公募について

(2021年7月7日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、2003年10月に独立行政法人となり、2020年度に第四期中長期計画期間の前半を終え、2021年度より後半を迎えました。国立研究開発法人は、独立行政法人通則法の定めにより、原則、会計監査人による監査を受けることが義務づけられており、当機構にあっても財務諸表を作成し、自らのアカウンタビリティを全うすべく会計監査人による厳格な監査を受けてきたところです。

については、第四期中長期計画期間の後半においても、引き続き厳格な会計監査を受けるべく、この度、高品質かつ効率的な会計監査が可能な会計監査人の候補者を募集することと致しました。当機構の会計監査人への就任を希望される方は、以下に従いご応募下さい。

なお、独立行政法人通則法により、当機構の会計監査人は経済産業大臣が選任することとされています。今回の公募は、この選任にあたって当機構より経済産業大臣に提出する会計監査人の候補者を選定するものであり、実際の選任については、後日、経済産業大臣により行われます。

1. 件名

2021事業年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計監査業務

2. 業務内容

独立行政法人通則法第39条の規定に基づく当該事業年度の貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及びこれらの附属明細書（以下『財務諸表』という）並びに当該事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る）及び予算の区分に従い作成した決算報告書の監査

3. 監査の対象となる事業年度

第19期 自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

なお、本公募結果に基づく推薦により、経済産業大臣の選任を受けた会計監査人には、原則として、第四期中長期計画期間終了年度の2022年度まで当機構の会計監査業務を継続して推薦する予定です。ただし、会計監査人は毎年度経済産業大臣が選任すること及び会計監査契約は毎年度締結することから、継続されないことがあります。

#### 4. 予算額

総額 41,000千円（交通費等諸経費及び消費税を含む額）

※昨今の財政事情に鑑み、上記3.の通り最長2年間にわたって推薦し、各年度で契約する監査契約において、各年度についての契約額は、原則として本予算額未満とします。

#### 5. 応募要領

##### (1) 応募資格

次の a. から d. までの全ての条件を満たすことのできる、監査法人等

- a. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構契約事務の取扱に関する機構達第8条に該当しない者であること。

（競争参加者の制限）

第8条 契約担当職等は、規程第36条の競争に付するときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当職等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後別に定めるところにより、競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な事由がなくて、契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- b. 独立行政法人通則法第39条に基づく「財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書」の監査体制が十分に確保されていること。

（会計監査人の監査）

第39条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

- c. 独立行政法人会計基準及び同注解などにつき十分に精通していること。

- d. 独立行政法人通則法第41条に規定される資格を有する者であること。

（会計監査人の資格）

第41条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
- 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
  - 二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
  - 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(2) 応募方法

別添の作成要領に基づき、提案書類をご作成の上ご応募ください。

6. 審査等

当機構内に外部有識者により構成する会計監査人候補者審査委員会を設置し、当該委員会において提案書の審査・選定を行います。

審査・選定にあたっては、ご提案者にヒアリングをお願いする場合があります。

審査結果につきましては、応募者全員に結果を通知致します。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

7. 提案書類の提出期限及び提出先

提出は、提案書作成要領に従い提案書を作成し、以下の応募期間内に郵送にてご提出下さい。なお、提案書類は返却いたしませんのでご了承下さい。

(1) 提出期限：2021年8月16日（月）12時00分必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

(2) 提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー16階

(3) 提出方法：郵送

(4) 提出部数：6部

8. お問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

リスク管理統括部

E-mail: helpdesk@ml.nedo.go.jp